

# 成切べて等!! 障害者就分継続支援 A型事業の始め方 (開業マニュアル)

<全国対応版>

製作者:行政書士中出和男事務所

# 目次

はじめに	5
就労継続支援A型事業ができるかどうかを確認する	9
開業前チェックシート	10
過去5年間に法令違反があると事業開始できない	15
就労継続支援 A 型事業のスケジュールを確認する	16
就労継続支援A型事業開業スケジュール表(一般的な流れ)	17
STEP 0 事業資金を確保する	19
資金の調達方法にはどんなものがあるか	20
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しよう	21
STEP 1 事業所の場所を確保する	23
就労継続支援A型事業に適した物件の条件	23
物件を決めるための前提条件を知る	26
事業所候補地(物件)を絞り込めたら役所へ確認する	29
STEP 2 利用者の仕事を確保する	32
売上と給付金と利用者の賃金の関係	33
利用者の仕事の確保方法	33
就労継続支援A型事業所での仕事の例	
仕事の受注について	35
STEP 3 就労継続支援 A 型事業所用の法人を設立する	37
就労継続支援A型 <u>事業</u> 所用の法人(株式会社)設立手順	38
STEP 4 役所との事前協議を行う	41
事前協議までのスケジュール	41
STEP 5 事業所の場所の決定	42
STEP 6 事業の運営内容の決定	
, STEP 7 スタッフの確保	44
スタッフ配置の計算例	44
配置するスタッフの勤務状況および組織図の例	45
サービス管理責任者を募集するには	47
サービス管理責任者の仕事とは	47
サービス管理責任者の募集の方法	47
サービス管理責任者を募集する際の注意点	48
職業指導員・生活支援員を募集するには	50
職業指導員・生活支援員の仕事とは	50

職業指導員・生活支援員の募集の方法	50
職業指導員・生活支援員を募集する際の注意点	51
STEP 8 協力医療機関と契約を交わす	52
STEP 9 損害賠償保険に加入する	53
STEP 10 利用者確保に向けた準備	54
利用者確保の為の営業先	54
STEP 11 指定申請書に必要な事項や添付書類の確認	58
指定申請書を作成する上で必要な確認事項	59
指定申請書を作成する上で必要な添付書類	60
申請提出書類一覧例および作成における留意事項	61
原本証明とは	67
STEP 12 指定申請書の提出	68
STEP 13 指定(開業)までに準備する物	
申請書提出から指定日までに準備するもの	•
STEP 14 スタッフ業務研修	71
開業後に必要な書類一覧を整備する	
STEP 15 県の現地確認	
STEP 16 事業所指定 (開業)	
STEP 17 利用者見学・契約	74
暫定支給決定とは	
利用者と契約するまでの簡単な流れ	75
STEP 18 国民健康保険団体連合会 (国保連) への請求	76
国保連への請求までの流れ	77
STEP 19 各種変更届	78
事業を廃止・休止・再開した場合、届出が必要	79
障害福祉サービス事業には有効期間がある	80
就労継続支援A型事業の加算・減算について	81
基本報酬(就労継続支援A型事業)※(I型のみ掲載)	81
減算対象項目一覧(就労継続支援 A 型事業)	82
加算対象項目一覧(就労継続支援 A 型事業)	
施設外就労について	
STEP 20 実地指導(監査)対策	90
実地指導(監査)時に必要な書類とは	91
実地指導(監査)時に必要な書類一覧表	92

STEP 21 将来に向けての事業展開を考える	101
多店舗展開する上でのメリット・デメリット	102
障害福祉サービス事業の多角化の例	103
1店舗(事業所)と多店舗(事業所)との売上比較	103
STEP 22 就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表と対策	104
表①就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)	105
表②就労継続支援A型事業所におけるスコア表(実績 I 〜IV)	106
表③就労継続支援A型事業所地域連携活動実施状況報告書	107
就労継続支援A型事業所におけるスコア解説と対策	108
巻末 参考資料集	146
(参考資料 1)収支予算書(例)	147
(参考資料 2)建築確認済み証(見本)	150
(参考資料 3)消防用設備早見表(6 項ハ)	151
(参考資料 4) 平面図例	
(参考資料 5)防火対象物使用開始の届け(見本)	153
(参考資料 6) 消防用設備等検査済証(見本)	
(参考資料7)業務委託契約書(請負先との)	155
(参考資料 8) 会社設立のためのヒアリングシート例	
(参考資料 9)サービス管理責任者、職業指導員の募集例	158
サービス管理責任者募集例	
職業指導員(常勤)募集例	159
(参考資料 10) サービス管理責任者の実務経験	160
(参考資料 11)サービス管理責任者の実務経験証明書	161
(参考資料 12)サビ管・児発管責任者研修の見直し	162
(参考資料 13)協力医療機関との協定書(見本)	163
(参考資料 14)協力医療機関へのお願い文例	164
(参考資料 15) 損害賠償保険力タログ例	165
(参考資料 16)利用予定者名簿(見本)	
(参考資料 17)事業所パンフレット(見本)	
(参考資料 18)	
(参考資料 19) 初回見学ヒアリングシート(見本)	
(参考資料 20)国保連と各関係機関との相関図	
(参考資料 21)指定書(就労継続支援 A 型事業)	
(参考資料 22)重要事項説明書 例	
(参考資料 23) 利用契約書 例	180

(参考資料 24)	個人情報使用同意書	187
(参考資料 25)	アセスメント票	188
(参照資料 26)	個別支援計画書 例	189
(参考資料 27)	契約内容(障がい福祉サービス受給者証記載事項)報告書	191
(参考資料 28)	サービス提供記録	192
(参考資料 29)	就労継続支援実績記録票	193
(参考資料 30)	法定受領代理通知	195
用語解説		196
常勤換算方法と	は	196
勤務延時間数と	は	197
常勤とは		197
専ら従事すると	は	197
おわりに		198
利用規約		204

### はじめに

平成18年(2006年)4月に障害者自立支援法がスタートして以来、近年、障害者の 労働力の増大と障害福祉サービスの民間企業への門戸が開かれたことも相まって、障害 福祉サービス事業の独立・開業、他業種からの新規参入を目指す人が増加しています。

特に、日中活動系といわれる就労継続支援事業(A型・B型・就労移行・就労定着支援※2018年4月新設)への注目、さらには参入も毎年、2倍近い割合で事業所が増え続けています。(法改正により、近年は、事業所の増加スピードは落ちましたが、それでも増え続けています。)

どうしてこんなに就労継続支援事業が注目されているのでしょうか?

#### 一つは、障害者側から見た場合、働きたい障害者の職業選択の場が広がったと言うことです。

以前は、単純作業をメインとした福祉工場の様なところもしくは一般企業の障害者枠で働く等の選択肢しかなかったのですが、障害者就労継続支援事業が出来たことで安定した雇用待遇で就労の支援を受け、さらに自分の合ったペースで仕事が出来る、働きたい障害者にとっては、就労の選択肢が大きく広がったと言っても過言ではないでしょう。

実際に勤労意欲のある多くの障害者が、就労継続支援施設を利用しています。(就労継続支援A型の場合、約3万人の利用者 平成25 年度厚労省資料より)

# もう一つは、事業者側から見た場合、いわばビジネスの観点からですが、障害者を雇用すると、国から補助金(給付金)が出ると言うことです。

就労継続支援A型・B型の場合、利用者が20日間通所すると1人当たり月額約10~12万円(注※数値はあくまでも参考であり、保証したものではありません。)支給されます。これは、通常のビジネスモデルでは考えられないことです。

つまり、少し乱暴な言い方になりますが、利用者の方さえ来れば、国から補助金が出る仕組みになっていて、例えば、支援スタッフ等の給与分等がそのお金で賄えてしまいます。

当然、福祉面において、地域貢献できる事業であることも事業所増加の大きな理由であることも忘れてはなりません。(ビジネスをしながら、福祉(社会貢献)ができる)



# 就労継続支援A型事業ができるか どうかを確認する

就労継続支援A型事業は、**法律で定められたあらゆる基準をクリアし、国の指定を受けて、 初めて開業**できます。国からの給付金で賄う事業なので、当然といえば当然ですが、指定を受けるための基準とは、一体どのようなものでしょうか?

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する方めの法律(以下、「障害者総合支援法」という。)によると、障害福祉サービス事業者の指定基準として、法人、設備(場所)、人員(資格者)、仕事等が必要とあります。

以下に、簡単にまとめてみましたので、一度、確認して見て下さい。

#### <開業に必要な主なもの>

- ✓ 法人格(株式会社・台司会社・NPO 法人 一般社団法人・社会福祉法人等)
- ✓ 設備(立地場所・建物の適合性・備品)
- ✓ 人員 (福祉関係資格者等)
- ✓ 仕事 (利用者の仕事)
- ✓ 運営 (営業時間・利用者予定数・医療機関連携・損害賠償保険等)

このように就労継続支援事業を始めるに当たって、いろいろな条件をクリアする必要があります。あなたが、これから何をすべきか判断しやすいように、クリアすべき事柄をチェックシート形式としてまとめてみました。

基本的な必要項目のみをピックアップしています。個々の状況に応じて、不足している項目を適宜追加してください。

### 過去5年間に法令違反があると事業開始できない

障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律)という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて 申請者等に過去に違反行為があると障害福祉サービス事業の開業ができません。

まず、あなたが、障害福祉サービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチ ェックしましょう。

#### <事業開始可能度チェック表>

- × 申請者が法人でないとき。
- × 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること がなくなるまでの者であるとき。
- × 事業所が、指定基準を満たしていないとき
- × 申請者が、この法律その他国民の保健医療者しくは福祉に関する法律や政令で定 めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなるまでの者であるとき
- × 申請者が、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律で定め る規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、福祉関連法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算 して5年を経過しない者。(関係法人役員、管理者等含む)
- × 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当 な行為をした者であるとき。等々



# STEP 0 事業資金を確保する

どんな事業を始めるとしても、原則、開業(運転)資金が必要となります。障害福祉 サービス事業(就労継続支援A型事業)も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確保するために資金が必要です。 また、開業後すぐに売上が上がらない場合もありますので、その間の経費等の支払資金 も開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業の場合、請求から約72ヶ月後に売し金が入金されます。

# まず、事業を始める前に、その事業の売上見込みをシミュレートし、検証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になります。

特に、就労継続支援A型事業は、確かに国からの給付で賄う福祉事業の位置付けですが、一般企業と同じビジネブ的な要素が強いため、必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できるのか等をしっかりシミュレートして、詳細な収支計画を立てていかないと、資金ショートと言うことにもなりかねません。

参考までに現在、就労継続支援A型事業を開業し、安定運営するための資金として、約1,500万円は確保する必要があるようです。(A型事業を開業された方の経験談より)

事業に必要な資金を割り出すには、就労継続支援A型事業所の開業年度の収支予算書を作成し、事業所の売上、利用者の賃金、スタッフの賃金、訓練等給付金での収入、利用者数、管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

参考までは、就労継続支援A型事業所の平均的売上をシミュレートした資料を掲載しましたので、事業資金を算定する際にお使いください。

参照(参考資料1)収支予算書(例)



### STEP 1 事業所の場所を確保する

就労継続支援A型事業の開業に向けて、あなたが最初に行うことは<u>利用者の訓練(生</u> **産活動)を行うための事業所を確保すること**です。

#### 就労継続支援A型事業に適した物件の条件

#### ① 建築確認済み証がある

物件の建築確認済み証がないと指定が通りない所(役所)が増えてきています。 無い場合は、建築士に建築確認の申請をしてもよう事になりますが、結構な時間 と費用が掛かるので、できれば当初から建築確認済み証がある物件がベストです。

参照(参考資料2)建築確認済み証(見本)

#### ② 増改築を重ねてない

増改築を重ねている物件は違法建築物の可能性があるので、避けた方が良いです。

#### ③ 総床面積 200 ㎡内である

使用する場所の床面積が2000㎡を超えると(建築基準法の改正で2019年7月より200㎡までは用途変更が不要になりました。)と用途変更が必要になります。例えば、事務所・児童福祉施設等へと変更することになります。

※但し、 $200 \,\mathrm{m}$ を超える物件でも利用面積を  $200 \,\mathrm{m}$ に限定すれば用途変更を免れる場合もあります。

どうしても用途変更が必要になる場合は、建築士に用途変更の申請をしてもらう事になりますが、莫大な時間とお金が掛かります。

#### ④ 平屋の独立した物件が望ましい

平屋だと利用者が利用しやすい(特に車椅子の方)ので、利用者が集まりやすい傾向があります。平屋建ての物件がない場合、雑居ビル等でも申請は出来ます



### STEP 2 利用者の仕事を確保する

就労継続支援事業を開業するためには、**利用者が事業所内外で行う仕事が必要**です。

就労継続支援A型・B型事業の定義として、「通常の事業所に雇用されることが困難 な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供 を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」とあります。

つまり、利用者に就労訓練等のサービスを提供す あたり、訓練 ての仕事およ び利用者への賃金を支払うための仕事が必要だと言う

と同じく<u>利用者の賃金</u> 就労継続支援事業における利用者の賃 金の考え 一般企業 =売上(生産活動による)ー経費(原 る「訓練等給付金」を利用者の 賃金に充てることは出来ません。

そのため、特にA型事業においては、生産性が高く最低賃金(労働基準法による)を 支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内 容を踏まえた仕事を確保する必要があります。

申請の段階で仕事の生産性(利用者への最賃支払い能力)がないと判断されると申請が 受理されません。



# STEP 3 就労継続支援 A 型事業所 用の法人を設立する

障害福祉サービス事業を始めるには、法人格(会社)が必要です。株式会社・合同会社・ NPO 法人・社団法人・社会福祉法人等、営利・非営利、特に問われません。

就労継続支援A型事業は、他の障害福祉サービス事業と比べ、運営形態が一般企業と 近くビジネス的要素がかなりある事業のため、機動力のある株式会社での開業がお勧め です。

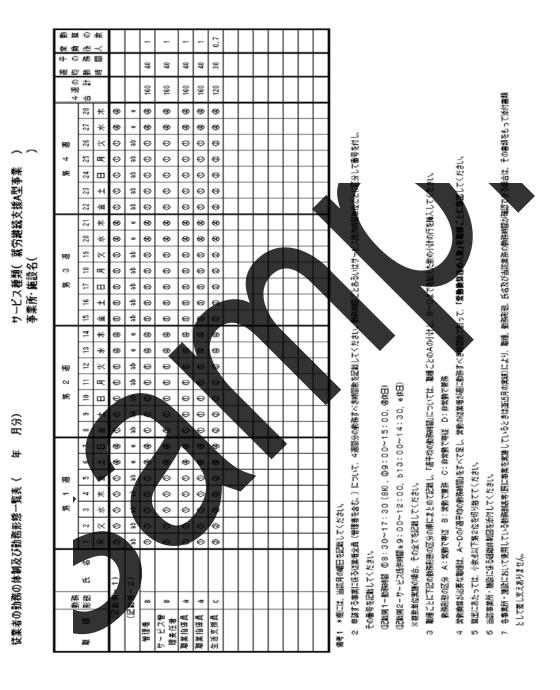
既存の法人でも、就労継続支援A型事業は可能である。 、定款の目的変更が必要になり ます。特に、就労継続支援A型事業を行う場合、営利法人については、専ら社会福祉事 業を行う者でなければならないため、定 款の目的に社会福祉事業以外 目的が入ってい ると指定申請ができないケースがあります。※各都道府県(市)によって見解は異なるの で、管轄役所に確認が必要です

できれば既存法人を利用するよりも、会計上(※就労系障害福祉サービス事業の場合、 事業収益と福祉事業収益を分ける必要がある)の事も考慮し新規法人の方が良いかと思 います。

### 配置するスタッフの勤務状況および組織図の例

事業所に配置する従業者の勤務状況一覧および組織体系図を作成し、常にスタッフの配置状況を把握しておくことが必要です。

#### <従業者の勤務状況一覧表 例>





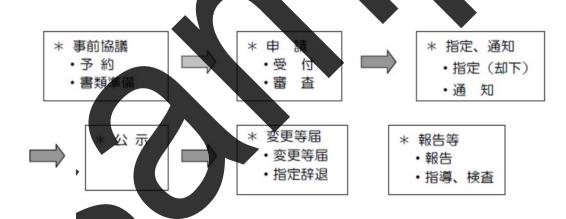
# STEP 11 指定申請書に必要な事項 や添付書類の確認

就労継続支援A型事業の指定を受けるために、申請に必要な書類を揃えます。 指定申請 には、申請書、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係等様々な書類が必要です。ま た、消防関係、建築関係の書類なども必要でかなり大変な作業となります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全体(一覧)を確認し、次 に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に不足している書類等を作成する方 法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からないところは、役所へ都度、確認しながら進めまし よう。

ここでもう一度、指定までの流れを確認しましょ



10 月改訂 岐阜県健康福祉部障害福祉課 指定障害福祉サービス事業 出典:平成 30 等の手続きよ



### STEP 14 スタッフ業務研修

申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、利用者により良いサービスを提供するた めに、スタッフ研修を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねての意見交換や事業所 内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。 ちなみに、研修対象者は、「サービス管理責任者 | 「職業指導員 | 「生活支援員 | です。

#### 事業所内研修 例

- 事業内容全般の知識習得をする。
- 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験する
- ◆ 各スタッフの役割確認をする。
- 利用者の受け入れ手順を把握す
- 事業運営に必要な書類を
- 指導監査への対策をする等。

#### 事業所外研修 例

- 他事業所を見学する。
- 実際の運 く学ぶ。 【営方法)
- 必要 類の記入

### 開業後に必要な書類一覧を整備する

重要事項説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦 事業開始後、 情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、監査対策書類等々、実に様々な書類を 整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタートをきるこ とが出来ます。

参照 指導監査時に必要な書類一覧

### 就労継続支援A型事業の加算・減算について

障害福祉サービス(就労継続支援A型事業)には、基本報酬以外に状況に応じて加算 を獲得することができます。**加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期** に運営を安定·拡大することが可能になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、サービス管理責任者が何ヶ月も不 在状態になると、基本報酬が最大50%も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込み、最悪、事業継続が困 難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容(加算・減算)についての変更は、毎月15日に届出します。 (例:6月15日提出受理→7月1日から有効になります。) なお、15日を過ぎると翌々 月の1日から有効となります。

ここでは、就労継続支援A型事業に係わる基本報酬・ 加算・減算につ てまとめてみ ましたので、参考にして下さい。(主なもののみ掲

#### 基本報酬(就労継続支援A型事業) | 型の/ 掲載)

(1日単位)

定員	平均	労働	時間					•						
	評価	点	評価	į Ķ	評価	i点	評価	i点	評価	i点	評価	i点	評価	i点
	が 17	点0	か 15	0点	が13	0点	が10	5点	が 80	) 点	が 60	) 点	が 60	) 点
	以上		以上	170	以上	150	以上	130	以上	105	以上	80	未温	jσ
	場合	7	点未	満	点末	· 満	点未	:満	点未	· 満	点未	: 満	場合	
<b>)</b>			の場	合	の場	合	の場	合	の場	合	の場	合		
20 人以下	724	单	692	単	676	単	655	単	527	単	413	単	319	単
	位		位		位		位		位		位		位	
21人以上40人	643	単	615	単	601	単	583	単	468	単	367	単	282	単
以下	位		位		位		位		位		位		位	
41人以上60人	605	単	578	単	565	単	547	単	439	単	344	単	265	単
以下	位		位		位		位		位		位		位	
61人以上80人	593	単	568	単	555	単	536	単	432	単	338	単	260	単
以下	位		位		位		位		位		位		位	



# STEP 21 将来に向けての事業展開 を考える

開業後、順調に事業が進むと早ければ1年~2年ぐらいで事業が安定してきます。 利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字化、ここまで来ると 障害福祉サービス事業(就労継続支援A型)の一応、「成功」というラインが見えてきま す。

この段階で、事業主(経営者)としては、次の展開を考える様になります。 例えば、

- 1. 現在の事業所の利用者定員を変更し、従たる事業所を作る。
- (同し地域 or 他の地) 2. 同じ就労継続支援 A 型事業所を増やす。
- 3. 現在の事業所に、多機能型事業所として新たに他の障害福祉サービス事業を 併設する又は独立事業所として 作る。
  - 就労系事業所(就労移行支援、就労継続支援B型)
  - 生活系事業所(生活介護、自立訓練)
  - 障害児系事業所(放課後等デイサービス、児童発達支援)
- (グループホーム・ショートステイ)を作る。 4. 居住系事

もちろん、障害福祉サービス事業にこだわらず、別の分野へ多角化を目指しても良い と思いますが、一度、 障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、安定 した収益性等 じ障害福祉サービス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害福祉サービス事業は、多店舗(事業所)展開することで、いろいろなメリットが 出てきます。

ここでは、障害福祉サービス事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをま とめてみましたので、参考にしてみて下さい。



# STEP 22 就労継続支援 A 型事業 所におけるスコア表と対策

令和3年4月1日より、就労継続支援A型事業の基本報酬の決定の仕方が変わりま した。どう変わったのかと言いますと「**支援サービスの向上と事業の安定継続化**」のた めに、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」 及び**「地域連携活動」**の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする 方式<u>(スコア方式)</u>に見直す事になりました。また、事業所のホースページ等を通じて、 スコア方式による評価内容を全て公表することが必須になり、未公表の場合には基本報 酬を減算されることになりました。

毎年4月に、昨年度の実績(4月1日~3月31日)の評価をもとに役所に評価の届 評価点(スコア)が悪いと、 出を行うことで、その年の基本報酬が決まります。 基本報酬が下がってしまうので、事前に っかりとスコアを ずるための対策を取る必要 があります。

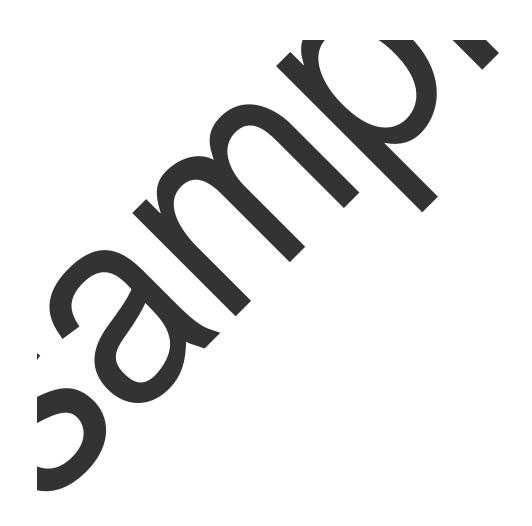
評価は、自己評価で行います。また、評価の届出時点では、役所に算出根拠となる資 料等を提出する必要はありませんが、後日、役所から求められたら、根拠書類を提出し なければなりません。その 実際の評価点が低いからといって、わざと評価点を高 くして提出すると、あとで大変な事になるかも知れません。

また、実地指導があった場合、役所は事業所の評価をこのスコア表をもとにチェック すると思われますので、 の根拠資料は必須です。

ここでは、実際の就労継続支援A型のスコア表(例)を使いながら「どのようにした ら評価点を上げられるのか」そのポイントを解説していきたいと思います。



# 巻末 参考資料集



# (参考資料3)消防用設備早見表(6項ハ)

#### (6)項ハ 老人デイサービスセンター・ 軽費老人ホーム ・ 老人福祉センター等

(6)項ハ 老	人デイサ	ービスセンター	・・軽費老人ホーム・・老人福祉センター等
設備の種類		彭	と 置 の 基 準
消 火 器	令 10	一般	延面積 150 m 以上
消 火 器	10	地階・無窓階又 は3階以上の階	床面積 50 m <sup>2</sup> 以上
		一般	延面積 700・< 1,400 >・( 2,100 ) ㎡以上 「注 1
屋内消火栓設備	令 11	地階・無窓階又 は4階以上の階	床面積 150・< 300 >・( 450 ) ㎡以上 「注1
	条例 42	地階を除く階	全階 「注2
	3,4,5,4	数が5以上 地階を除く階	全階 「注3
		数が 11 以上 平 屋 建 以 外	注   1
コプリンクニ 引供	令 12	地階又は無窓階	床面積 1,000 ㎡以上
スプリンクラー設備		4階以上10階	
		以下の階	床面積 1,500 ㎡以上 「注3
	条例 43	高さが 31m を 超える建築物	高さが 31m を超える階 「注 6
屋外消火栓設備	令 19	1階及び2階の 床面積の合計	- 耐火建築物 9,000 ㎡以上 - 準耐火建築物 6,000 ㎡以上 - その他 3,000 ㎡以上 「注 7
新士·2017年-18 、一号加井	令 20	屋内消火栓設備	
動力消防ポンプ設備	条例 45	2以上の建築物	延面積の合計 3,000 m以上 注 8
		一 般	延面積 300 ㎡以上
自動火災報知設備	令 21	特定1階段	全 部 「注9
LI 3977 COC TIX AR BX IM	13 21	駐車の用に供する部分	地階又は2階以上の階で床面積 200 ㎡以上
		階数が11以上	1 階以上の階
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	地 階	床面債の合計 1,000 m以上
漏電火災警報器	令 22	一般	建面積 300 m以上 「注 10g
※KL1+4校目目 - パマキロ・ナ ム		契約電流容量	「注 10g
消防機関へ通報する 火災報知設備	令 23	- 般	延面積 500 ㎡以上 「注 11
		器具	収容人員 20 人以上 50 人未満
非常警報器具非常警報設備	令 24	非常ヘル等	・収容人員 50人以上 ・地階及び無窓内の収容人員の合計 20人以上 (対象物全体に設置) 「注 20
		非常ベル等+	・ 地階を除く階数が11以上
		放送設備	・世帯の階数が3以上 収容と員300人以上 (対象物全体に設置)
ND4 +144 EEE	^ a=	9階以上の階 又は地階	収容人  20 人以上 (下階に(1)~(4)項まで、(9)項、(12)項イ、 (13)項イ (14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上)
避難器具	令 25	1階段で3階	収容人員 10人以上 「注 12
誘導り	A 00	メ上の階 避難口・通路	部
誘導標識	令 26	· 標識	
消防用水	令 27	敷地面積水 20,000 m以上	・耐火建築物 15,000 ㎡以上 1階及び2階床面積の合計・準耐火建築物 10,000 ㎡以上 ・その他 5,000 ㎡以上 「注 13」
		高さが3mを 超える建築物	延面積 25,000 ㎡以上(地階を除く。)
連結散水設備	令28の2	地 階	床面積の合計 700 m <sup>3</sup> 以上
'a 4 'Y 1 'X	令 29	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 m以上
連結送水管	条例 48	建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	<b>今2</b> 9の2	地階を除く階数	が 11 以上   11 階以上の階
総合操作盤	規則12他	一般	<ul> <li>・延面積 50,000 ㎡以上</li> <li>・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 ㎡以上</li> <li>・地階を除く階数が 5以上で、延面積 20,000 ㎡以上</li> </ul>
			- 地階の床面積の合計 5,000 m以上   注 14 J
自動消火装置	条列4の4	地 階 等	厨房設備の入力合計 350kw 以上 「注 16」

### (参考資料 13) 協力医療機関との協定書(見本)

#### 協力医療機関協定書

○○医院(以下、甲という。)と株式会社 FUKUI(以下、乙という。)の間において 協議の結果、通常並びに緊急時の医療行為に関する協定を締結する。

第1条 乙は、ワークセンターFUKUI に通所している障害者が発病等による診療治 療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることができる。

第2条 甲は、前条により乙から協力を求められたときは、やむを得ない事情のある 場合を除き、乙に協力するものとする。

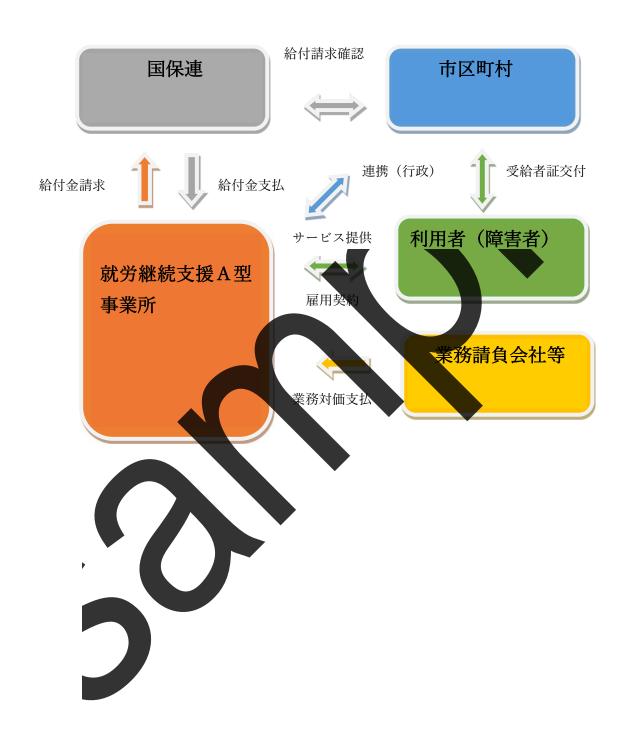
第3条 契約期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとす る。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に対して、書面による契約終了の り更に 1 年間 1 動的に延長され 意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の翌日よ 契約期間は事業開始前月もしくは るものとし、以後も同様とする。 とする。

第4条 前各条に定めのなり ては、甲乙協 て決定 ものとする。 点に

この協定の成立を証するため、本書2部を作成 し、当事者記名押印の上、双方が各 一部を保有するも

か締結日は、契約開始月より前にする。 令和○○⁴ 福井県〇〇市〇〇町〇-〇 甲と乙を間違えない 記入す ○○医院 は正確は 印する。 印 院長 〇〇 〇〇 乙 福井県○○市○○町 1-2-3 株式会社 FUKUI 印 代表取締役 福井 太郎

# (参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図



### (参考資料 30) 法定受領代理通知

障害福祉サービスを提供した後、介護給付費を請求し、法人の口座に振り込まれたと きには、代理受領通知(サービスの対価として、法人へいくらいくら振り込まれました。 という通知)を毎月、利用者1人1人に必ず交付することが必要です。

> 〇〇年〇〇月〇〇日 交付日を記入する。

00 00 様

利用者又は保護者等 を記入する。

株式会社 FUKUI ワークセンターFUKUI 代表取締役 福井太郎 印

#### 自立支援給付受領のお知らせ

あなたに提供した下記のサービスに要した費用について、市町村から下記のとおり支払 いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当法人もしくは受給者証に記載された市町村 にお問い合わせください。

		The state of the s	
1 サービス	提供年月	QO年QO月	
2 受領した	自立支援給付名	訓練等給付費(就労継続支援)(型)	
3 受領日		○○年△△月▽▽日	
4 受領金額		金〇〇〇, 〇〇〇円	
	サービスに 要した費用 の全体の額 (A)	金〇〇〇, 〇〇〇円 過程	書や計算 を記した 気付する。
5 内 訳	利用者負担 (B)	金〇〇〇, 〇〇〇円	
	<b>報酬額</b> (A)—(B)	金〇〇〇, 〇〇〇円	